

エコ通勤環境配慮計画に関する事項

☒	新規	☐	変更
-------------------------------------	----	--------------------------	----

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	(本社)熊本市南区城南町千町2547-1 (事務所)熊本市南区城南町下宮地108		
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社 赤組 代表取締役 赤崎匠		
事業概要	建設業	職別工事業(設備工事業を除く)	
配慮計画期間	6 年度 ～ 8 年度		

事業所名	株式会社 赤組			
所在地	熊本市南区城南町千町2547-1			
事業所周辺の公共交通機関の状況	(本社) 熊本バス 千町バス停まで200m (事務所) 熊本バス 舞原団地前バス停まで750m			
マイカー通勤の状況	常時使用する従業員の数 A	12 人	割 合	
	通勤距離が5km未満の従業員の数 B	6 人	$\frac{B}{A} \times 100$	50.0 %
	通勤距離が5km未満の従業員のうちマイカー通勤する従業員の数 C	3 人	$\frac{C}{B} \times 100$	50.0 %
温室効果ガスの排出の抑制を図るために実施しようとする措置の内容	事業所のエコ通勤の取組方針	具 体 的 な 取 組 の 内 容		
	☒ ノーマイカー通勤	2か月に1回、ノーマイカー通勤日の設定		
	マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等) ☒	従業員へのエコドライブについての意識の周知・徹底(急発進・急停止の抑制)		
特記事項				

- 備考 1 ☐のある欄には、該当する☐内に「レ印」を記入してください。
- 2 「配慮計画期間」は、提出する日の属する年度以降3か年度としてください。
- 3 「事業所周辺の公共交通機関の状況」欄には、事業所の最寄りの駅及びバス停留所並びに当該駅及び停留所から事業所までの距離及び所要時間等を記入してください。
- 4 「マイカー通勤」とは、熊本県地球温暖化の防止に関する条例第29条第1項に規定する「従業員の自家用自動車による通勤」をいいます。
- 5 「マイカー通勤の状況」は、4月1日現在の状況について記入してください。
- 6 「マイカー通勤する従業員」には、育児、介護等のためマイカー通勤が必要な者を含みません。
- 7 事業所のエコ通勤の取組方針を「ノーマイカー通勤」、「マイカー通勤を前提とした燃料の使用抑制(エコドライブの促進等)」の双方又は一方から選択し、具体的な取組の内容を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、マイカー通勤者の総数や排出抑制のために実施しようとする措置に係る目標(数値目標等)等があれば、記入してください。